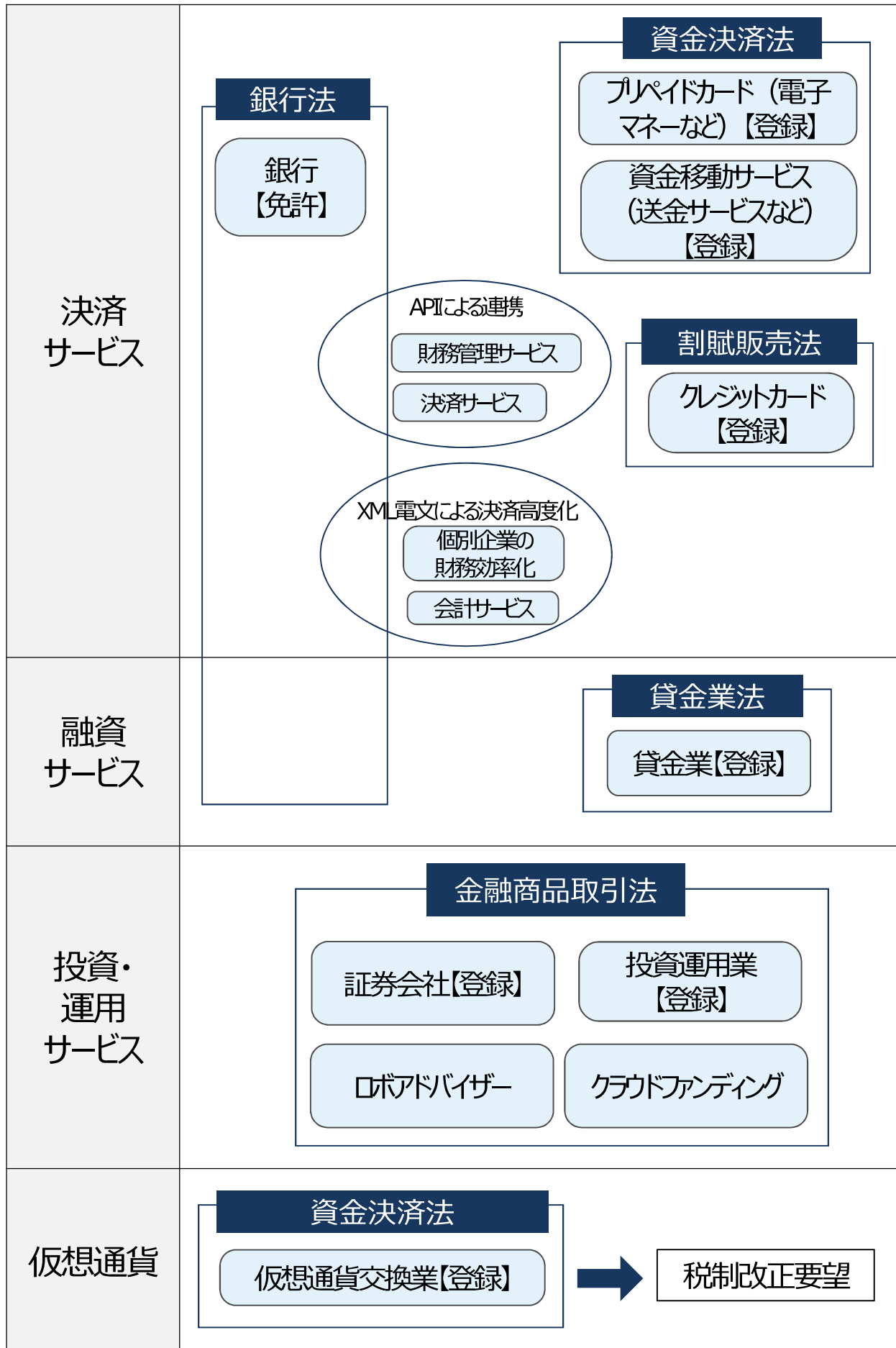


フィンテックに係る各国の枠組み

金融庁

平成28年12月

フィンテックに係る枠組み(日本)



フィンテックに係る枠組み(米国)

<p>決済サービス</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">連邦銀行法・州銀行法</p> <p style="text-align: center;">銀行【免許】</p> <p style="text-align: center;">クレジットカード【免許】</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">州送金業者法</p> <p style="text-align: center;">トラベラーズチェック・電子マネー・プリペイドカード等の発行【免許】</p> <p style="text-align: center;">資金移動サービス(送金サービスなど)【免許】</p> </div> </div>
<p>融資サービス</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 100%;"> <p style="text-align: center;">州貸金業法</p> <p style="text-align: center;">貸金業【免許】</p> </div>
<p>投資・運用サービス</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 100%;"> <p style="text-align: center;">連邦証券法・連邦証券取引所法</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">証券会社【登録】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">投資運用業【登録】</div> </div> <p style="text-align: center;">ロボアドバイザー</p> <hr/> <p style="text-align: center;">連邦JOBS法</p> <p style="text-align: center;">クラウドファンディング</p> </div>
<p>仮想通貨</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 100%;"> <p style="text-align: center;">州金融サービス法(ニューヨーク州)</p> <p style="text-align: center;">仮想通貨交換業</p> </div>

※ 本資料は、本会合での議論を資するために作成したものであり、未定稿。

フィンテックに係る枠組み(英国)

<p>決済サービス</p>	<p>EU資本要件指令・英国金融サービス市場法</p> <p>銀行【認可】</p>	<p>EU決済サービス指令・英国決済サービス規則</p> <p>電子マネー・プリペイドカード事業者【免許】</p> <p>決済サービス事業者【免許】</p> <p>クレジットカード【免許】</p> <p>決済指図伝達サービス提供者【免許】</p> <p>口座情報サービス提供者【登録】</p>
<p>融資サービス</p>		<p>英国消費者信用法・英国金融サービス市場法等</p> <p>貸金業【認可】</p>
<p>投資・運用サービス</p>	<p>EU金融商品市場指令・英国金融サービス市場法</p> <p>証券会社【認可】</p> <p>投資運用業【認可】</p> <p>ロボアドバイザー</p> <p>クラウドファンディング</p>	
<p>仮想通貨</p>	<p>マネロン規制</p> <p>仮想通貨交換業</p>	

* 本資料は、本会合での議論に資するために作成したものであり、未定稿

FinTechサポートデスクの設置について

「FinTechサポートデスク」の設置について（平成27年12月14日公表）

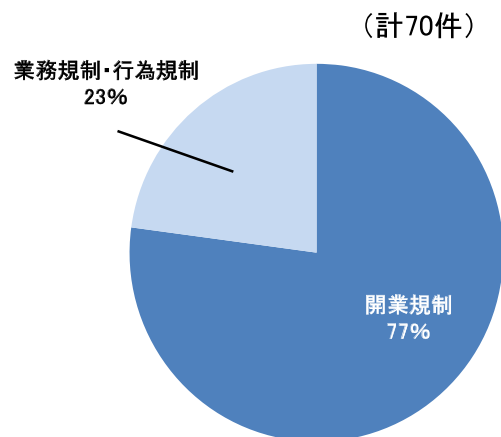
- 「平成27事務年度 金融行政方針」を踏まえ、FinTech(金融・IT融合の動き)を活用した動きが広がりつつあることに着目した新たな取組みとして、FinTechに関する一元的な相談・情報交換窓口「FinTechサポートデスク」を設置。 tel:03-3506-7080
- FinTechをはじめとした様々なイノベーションを伴う新たな事業分野を対象に、
 - 具体的な事業・事業計画等に関連する事項をはじめとした様々な点について、幅広く金融面等に関する相談を受付。
 - 一般的な意見・要望・提案等も受け付け、積極的な情報交換・意見交換等を実施。



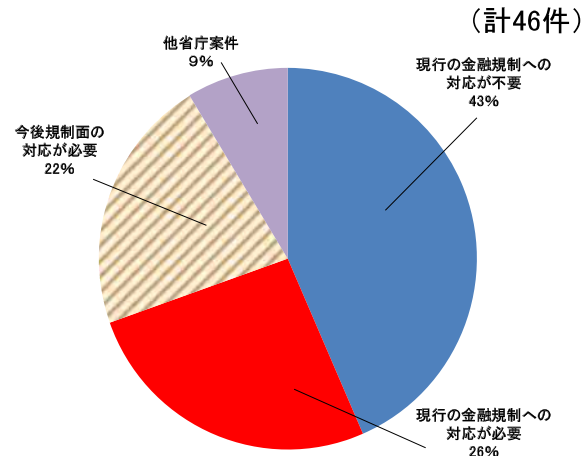
IT技術の進展が金融業に与える影響を前広に分析するとともに、金融イノベーションを促進

- 法令解釈に関する問合せの内、開業規制(事業開始にあたっての許可・登録の要否)に関するものが8割弱(54件)。業務規制・行為規制に関するものは2割強(16件)
- 相談終了済案件(46件)の内、規制がかからないことを伝達したものは4割強(大宗は、1週間程度で回答)

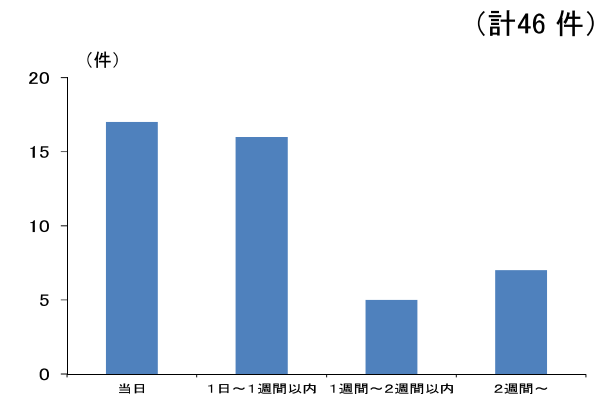
【法令解釈類型別】



【相談終了済案件の内訳】



【相談終了済案件の対応期間】



➡ 平均4営業日

「オープンAPI」について

オープンAPIに向けた動き

- オープン・イノベーションの観点からは、FinTech企業等が、銀行等のシステムを共通基盤（プラットフォーム）として活用し、その上で多様なサービスを開発・提供できるようにしていくことが重要との指摘。



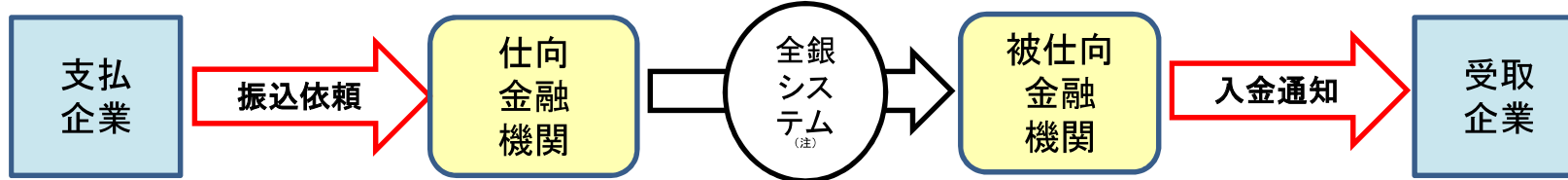
- 海外では、こうした観点から、銀行等のシステムの接続口（API: Application Programming Interface）を公開する取組み（オープンAPI）が進められている。

我が国での対応

- 我が国でも、情報セキュリティの確保の観点等も踏まえつつ、検討を進めるため、当庁と連携の下、全銀協において、FinTech企業等を含む幅広いメンバーが参加した検討会を設置（2016年10月）。

決済インフラの改革 (XML電文への移行 ~企業が銀行に送金を依頼する際に使用する電文の高度化~)

< 現行の日本国内における振込および入金通知のイメージ >



(注) 「全国銀行データ通信システム」の略称。全国の金融機関の間で内国為替の決済を行うシステム。

H28.6.8決済高度化官民推進会議全銀協資料より抜粋

現在の「固定長電文」のイメージ

- 情報量が少なく、自由記載欄が **20文字** しかない。

エ	ー	ビ	ー	シ	ー	シ	ャ	0	0	0	5	0	0	1	1	2	3
4	5	6	7	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	デ	イ	イ	ー
シ	ャ	0	0	0	1	0	0	1	7	6	5	4	3	2	1		

自由記載欄 (20文字)

企業の要望

「商流情報（納品日、製品名、数量等）を記載して、買掛金・売掛金の管理に利用したいが、20文字では全然足りない。」

新たな「XML電文」のイメージ

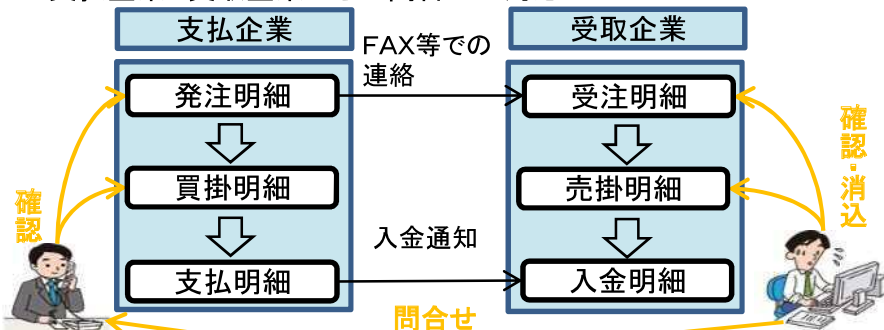
- 情報量が多く、自由記載欄は**無制限**。

<送金人> エービーシーシャ <銀行・支店番号> 0005001 <口座番号> 1234567 <送金金額> 0001100000	<受取人> ディーイーシャ <銀行・支店番号> 0001001 <口座番号> 7654321
<自由記載欄> (無制限、複数の伝票を付記可能)	
<納品日> 20151101 <製品名> ボルト200001 <納品数量> 1000コ <単価> 100円	<納品日> 20151120 <製品名> バルブ11 <納品数量> 10コ <単価> 100000円

大量の情報を付記可能となれば、企業の決済事務（買掛金・売掛金の自動消込）の効率化に資するとの声。

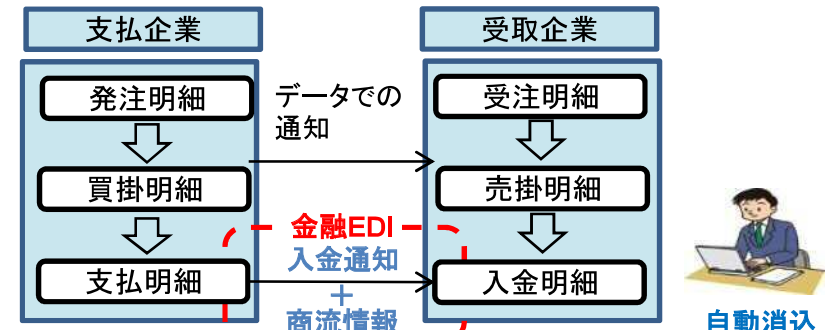
【現在の一般的な事務フロー】

受取企業：入金通知と受注明細等を手作業で消込
 支払企業：受取企業からの問合せに対応



【金融EDIを活用した合理化後の事務フロー】

受取企業：金融EDI(注)の活用により自動消込可能
 支払企業：問合せへの対応負担が軽減



(注) 金融EDI: 受発注や請求といった商流情報を振込データ等に付帯し、交換・共有すること。

仮想通貨に係る法制度の整備 – MT GOXの事案について

1. 会社概要・破産までの経緯

(出所: 同社及び債権者集会の資料)

会社概要	時期	破産までの経緯
社名: 株式会社MTGOX 業務内容: ビットコインの交換所 所在地: 東京都渋谷区	H26.2	東京地裁に民事再生手続開始の申立て
	H26.4	東京地裁、民事再生手続開始の申立てを棄却・破産手続開始を決定

2. 資産・負債の状況

(出所: 債権者集会の資料及び各社報道)

- 破産手続開始時点の資産: 約39億円、負債: 約87億円(約48億円の債務超過)
- 同社代表者は、昨年(H27)、業務上横領(ビットコイン売買のため顧客が預けた資金の着服等)等の容疑で逮捕

「仮想通貨」に係る消費税の課税関係に関する整理

【現状】

- 「仮想通貨」については、消費税法上、非課税対象取引と規定されていない（消費課税の対象）。
他方、単に取引の対価の決済手段として利用される外為法上の支払手段（銀行券や小切手等）や資金決済法上の前払式支払手段（プリペイドカードなど）等の譲渡は、非課税対象取引とされている。
- 今般、「仮想通貨」は支払・決済手段としての機能を事実として有することに鑑み、資金決済法等を改正し、仮想通貨交換業者に対するマネロン・テロ資金供与規制及び利用者保護の観点からの規制を整備。

（参考） 欧州（EU）や米国（ニューヨーク州）においては、仮想通貨の譲渡に係る消費税は非課税とされている。

【要望事項】

- ◎ 外為法上の支払手段や資金決済法上の前払支払手段などの支払・決済手段が消費税法上の非課税取引とされている中、改正資金決済法で仮想通貨に係る法制度を整備したこと等を踏まえ、非課税化を含め、仮想通貨の消費税の取扱いを整理する。

仮想通貨に係る消費税を非課税としている諸外国の例

諸外国	対応	備考
欧州（EU）	非課税	EU付加価値税指令に規定する非課税対象に該当する旨、欧州司法裁判所が判決。 ※ 指令上、非課税とされる「通貨・銀行券・硬貨」の категория に仮想通貨も該当するとした（2015年10月）。
米国（NY州）	非課税	非課税対象との見解を州税務当局が公表。 ※ 同州では、無形財産は非課税とされており、仮想通貨はこれに該当するとした（2014年12月）。

※ オーストラリア財務省は、現行上、仮想通貨を消費課税の対象としている点について、「今後、産業界とともに消費税法を改正するための立法上の措置を検討する」旨公表（2016年3月）。

シリコンバレーのエコシステム

約4,800平方キロの地域に、関係者が集積。この中で、世界トップレベルのIT企業が成長し、年間約1.7万社のベンチャー企業が創業。

